

レセプト情報・特定健診等情報データベース（NDB）の第三者提供

よくあるご質問(FAQ)

令和元年7月1日作成

① N D Bに格納されているデータに関する質問

1	Q	過去何年何月分からのデータが格納されているのか？
	A	<ul style="list-style-type: none">・レセプト情報(医科、歯科、調剤、D P C)は、平成21年4月診療分から格納されています。・特定健診・特定保健指導情報は、平成20年度分から格納されています。
2	Q	レセプトや特定健診等のデータは、どのような頻度で格納されるのか？
	A	<ul style="list-style-type: none">・レセプト情報(医科、歯科、調剤、D P C)は、毎月発生し、約3～4ヵ月後にN D Bに格納されます。・特定健診・特定保健指導情報は、年単位で格納しており、約1年半遅れでN D Bに格納されます。 (例：平成28年度時点では、平成26年度分までがN D Bに格納されている)
3	Q	提供可能なデータ形式は、どのようなものがあるのか？
	A	・『特別抽出』、『集計表』、『サンプリングデータセット』の3形式があり、いずれかでのご提供となります。
4	Q	公費のレセプトデータも対象となっているのか？
	A	難病、小児慢性特定疾患、生活保護等の公費のレセプトデータは対象外です。
5	Q	訪問看護ステーションからのレセプトはN D Bに格納されているのか？
	A	訪問看護ステーションからのレセプト(訪問看護療養費明細書)は紙ベースのレセプトであることから、格納対象外です。なお、医療機関に従事する保険医が、併設ないしは近隣等の訪問看護ステーションにおいて実施した医科診療行為に係るレセプトについては、当該医療機関における医科レセプトとしてN D Bに格納されます。
6	Q	レセプトから死亡例を抽出することは可能か？
	A	転帰区分に「死亡」が記録されているレセプトについて死亡例であると判断することはできますが、転記区分の記録は必須ではないため、本来の死亡例数とは著しく乖離している恐れがあります。
7	Q	レセプトの摘要欄に記載されているコメント情報も抽出できるのか？
	A	N D Bにレセプトデータを格納する際、摘要欄のコメント情報は格納対象外としているため抽出できません。
8	Q	レセプト情報の年齢はいつ時点のものが適用されるのか？
	A	診療月の末日時点の年齢が適用されます。
9	Q	レセプト情報の提供を受けたが診療行為の実施日に関する情報が欠損しているように思われるが？
	A	診療行為レコード(SI)、医薬品レコード(IY)等の項目「1日目の情報」～「31日目の情報」を参照することで実施日に関する情報を取得することができますが、これらは平成24年4月診療以降のレセプトにて入力が必須となった項目です。平成24年4月以前のレセプトから実施日を取得する場合は、日計表(NI)レコードと合わせて確認していただく必要があります。